

■ 主な変更点①（委員ご意見を踏まえて）

変更箇所		ご意見	変更内容
2章	P11	障害のあるこどもの意見はどのように聴くのか。言葉や文章だけでは表現しきれないところがあるので、意見の聴き方も工夫する必要がある。	計画期間における整備・取組方針等の基本的な考え方に「なお、障がいのあるこどもや乳幼児については、こどもの生活状況や発達状況に応じて、意見の聴き方を工夫していく。」と追記。
4章	P23	様々な支援があることを知らずに困難な状況にある妊産婦の方へ情報を届けるために、どのように広報していくのかというのが大事だと思う。	計画期間における整備・取組方針等の資源の整備・取組方針に「支援が必要でありながらまだ行政機関等と繋がっていない妊産婦に制度案内が届くようよう工夫をしながら相談窓口や事業の周知を強化していく。」と追記
6章	P31 p33	開放型の一時保護所だけでなく、他の一時保護所においても、通学支援が必要なこどもには、里親の活用や施設の活用も含めて、通学といった基本的な権利をどう守っていくのかということを計画に盛り込んで欲しい。	<p>【下線部分を追記・修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度…新中央こども相談センター一時保護所にて、開放型一時保護所において自力通学が可能な高校生等を受け入れ支援する。 ・計画期間における整備・取組方針等の基本的な考え方に「<u>一時保護において、こどもの権利が守られるよう、すべての職員がこどもの意見に耳を傾ける姿勢を持つとともに、こどもが意見を表明しやすい環境整備に努める</u>」ことを追記。 ・令和6年度末の中央こども相談センター移転後、開放型一時保護所の運用・ユニット制の導入など新しい設備・体制下で推進し、以降の東部こども相談センター設置・南部こども相談センター再整備に向けて支援のノウハウの蓄積をはかる。 ・整備・取組方針に「<u>令和6年10月より北部こども相談センターにて私物持ち込み範囲を拡大。施設整備に合わせて他センターでも広げていく。</u>」旨をを追記。
8章	P46	里親等委託率を伸ばすためには、里親の登録を増やす必要がある。どのようなタイプの里親さんを増やしたいのかイメージを一致させなくてはいけない。	計画期間における整備・取組方針等の資源の整備・取組方針に「子育て中や子育てを終えた家庭にターゲットを絞ったリクルートに着手する。」と追記

計画案の主な変更点について

変更箇所		ご意見	変更内容
8章	P46	里親制度の普及啓発やリクルートについて、福祉関係者だけで行うには限界がある。専門家に委ねたり、アドバイスを得ながら行うなど、プロを活用することも必要ではないか。	計画期間における整備・取組方針等の資源の整備・取組方針に「令和7年度に開設される里親支援センターとこども相談センターが協力して、マーケティングの手法を取り入れたリクルートを検討する。」と追記
8章	P45 P46	里親等委託率の目標値について異論はないが、リスクから説明するのではなく、必要性から説明したほうが良い。	<p>【里親等委託率の目標値について、次の説明を記載】</p> <p>現行計画と同様に、令和11年度のあるべき養育形態については、家庭養育優先理念に基づき、施設においても本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとし、里親等委託と合わせてすべてのこどもが家庭的な養育環境で生活できている状態を実現する。</p> <p>里親等委託率については、国の目標を最終的に目指すこととし、令和7年度から4か所の里親支援センターを設置し、里親養育支援体制を一層充実させ、更なる里親委託の推進に取り組んでいく。</p> <p>令和11年度の目標値について、里親等が急激に増加することによるリスク等を鑑み、代替養育が必要となるこどもの受け皿が不足しないよう、現行計画の里親等委託率の算定と同様に、代替養育を必要とすることも数から児童養護施設等の定員数を控除した数を里親等委託が必要な数として、里親委託率を算出したところ、現行計画の目標率36.5%と近似値となることから、令和11年度末における里親等委託率の目標値は現行計画と同じ36.5%とした。</p>
8章	P49	未委託の里親さんのほか、里親さんや里親支援をされている方のレベルアップ、スキルアップも大事だと思う。	<p>【計画期間における整備・取組方針等の基本的な考え方に以下を追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未委託里親については、委託一時保護やレスパイトケアなどの短期間の養育経験を通して養育力のアセスメントの向上を図る。 ・こども相談センター里親養育支援児童福祉司、里親支援センター職員及び里親支援専門相談員は、フォスタリング業務に必要な研修を積極的に受講し、スキルアップに努める。

計画案の主な変更点について

変更箇所		ご意見	変更内容
9章	P51 P59 P60	児童養護施設等において、専門性の高い職員をどのように確保していくのかということ位置づけていく必要がある。小規模かつ地域分散化が進む中、養育理論や方法論など実践を通じてどう次に繋げていくのか、そのためには職員が辞めずに続けていけるような環境をどう整えるのか、というところがあっても良い。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設養育の必要数に関する課題等に「施設の小規模化・地域分散化に伴い、職員一人一人の高い支援力が必要であり、対応する職員数についても増やす必要があるが、離職率が高く職員が定着せず勤続年数の浅い職員が多い現状にある。」と記載 ・計画期間における整備・取組方針等の基本的な考え方に「こどもが安全に安心して十分なケアを受けられるよう、施設におけるこどもへの支援力の強化を図る。」と追記。 ・計画期間における整備・取組方針等の資源の整備・取組方針に「施設の小規模化においては、職員一人一人の高い支援力が求められるとともに、業務量も増えるため、業務負担の軽減や働き続けられるための定着支援などについて検討していく。」と追記
12章	P71	障がい児入所施設において、ユニット化についての記載が施設に働きかけるという内容になっているが、今後にもう少し内容を記載したほうが良い。	計画期間における取組方針等の今後の取組に「障がい児入所施設に対して、入所している障がい児の状況、支援体制、施設の改修や建替計画等について適時ヒアリング調査を行う。」と追記。

■ 主な変更点②（こどもへのアンケート調査結果を踏まえて）

変更箇所		アンケート結果	変更内容
2章	P11	悩んでいることや困っていることについて、「相談できる人がいない」と回答したこどもがどの年齢層にも一定数いた。	計画期間における整備・取組方針等の資源の整備・取組方針の「社会的養護に関わる関係職員・・・を対象とする研修を毎年実施する。また、こども本人へ自らの権利や権利擁護の仕組みについてわかりやすく周知啓発を毎年実施する。」との記載に加え、「こどもが意見を表明しやすくなるよう意見表明等支援事業を実施する」を追記。
2章	P11	こどもの権利ノートに組み込まれている「相談用の手紙」の認知度が低く、権利ノートに困った際の各種相談先が掲載されていることや権利ノート自体を知らないと答えたこどもも一定数いた。	計画期間における整備・取組方針等の資源の整備・取組方針の「こども本人へ自らの権利や権利擁護の仕組みについてわかりやすく周知啓発を毎年実施する」との記載に加え、周知啓発方法について、年度ごとの整備目標に「こどもの権利ノートの説明を毎年1回以上実施」を追記。なお、「こどもレターや、こどもでんわの専用メールアドレスを加えた各種相談先一覧を権利ノートに編綴する」ことも追記